

介護保険料の遡及賦課誤りについて

介護保険料の賦課について、事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の方々に保険料を誤って過大に徴収または還付していたことが判明いたしました。

1 概要

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から2年を経過した日以降においてはすることができない」との規定が加えられました。

この最初の納期について、普通徴収（納付書・口座払い）は7月末日、特別徴収（年金天引き）では5月10日とするところ、誤って特別徴収の納期限を普通徴収と同じ7月末日と設定してしまったため、賦課できる期間の制限を超えて、増額または減額の賦課を行った事例が判明しました。

2 対象期間

平成29年度から令和5年度までの事務処理分（平成27年度から令和3年度までの介護保険料）

3 対象人数及び金額

- （1）過大徴収した人数及び金額 17人 238,800円
- （2）過大還付した人数及び金額 13人 223,600円

4 対応措置

- ・過大徴収した方には、お詫びの文書とともに還付手続き開始をお知らせする通知を発送します。
- ・過大還付した方については、すでに時効により賦課権が消滅し、徴収できる納期限を過ぎていることから、保険料の返還は求めません。

5 中村 修（なかむら おさむ）福祉部長のコメント

今回、過大徴収した方におかれましては、大変ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、制度改正がある際は、システム委託業者との確認作業を徹底するとともに、制度の運用、解釈に疑義がある場合は、国や県にも確認を行いながらシステムの改修や事務処理を進めてまいります。

記 者 発 表 資 料

令和5年12月27日

福祉部長寿応援課

担当者／課長 渋谷 幹彦

電話番号／048-473-1348

志 木 市